

平成20年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成20年11月20日

西多摩衛生組合議会

平成20年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成20年11月20日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚 幸右衛門

収 入 役 北村 健

監査委員 沖倉 強

出席議員

1 番 大坪 国広	2 番 近藤 浩	3 番 齋藤 成宏
4 番 羽村 博	5 番 野島 資雄	6 番 木下 克利
7 番 門間 淑子	8 番 川崎 明夫	9 番 橋本 弘山
10 番 田村 昌巳	11 番 串田 金八	12 番 原田 剛

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	羽村 誠	業 務 課 長	松沢 昭治
施 設 課 長	石川 良仁	総 務 課 長	藤田 充
管 理 課 長	島田 善道		

構成市町職員

青梅市環境経済部長	根岸 典史	羽村市産業環境部長	竹田 佳弘
福生市生活環境部長	森田 秀司	瑞穂町住民生活部長	中根 厚夫

平成20年第2回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成20年11月20日(木)

午後1時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号

平成19年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第4号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

日程第5 議案第5号

西多摩衛生組合長期継続契約に関する条例

日程第6 議案第6号

平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)

日程第7 議案第7号

平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第8 20陳情第4号

小金井市のごみ受け入れに関する陳情

午後1時30分 開会

○議長（申田金八） 皆さんこんにちは。本日は平成20年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成20年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） こんにちは。議長のお許しをいただきましてごあいさつを申し上げます。

本日は、平成20年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成20年10月末現在で約4万1,200トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約830トン、2.0%の減量となっており、内訳で見ますと、一般家庭から排出されます家庭系ごみは約0.5%の減、事業系の一般廃棄物は約7.9%の減で、平成20年度末では6万9,500トンが搬入されるのではないかと予測をしております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく平成20年度の小金井市の可燃ごみの受け入れにつきましては、8月26日に開催されました議員全員協議会でご報告申し上げましたとおり、受入条件としている新焼却施設建設に向けて各スケジュールが約束どおり履行されていることから、9月以降も継続し、実施しているところであります。

なお、広域支援の現在までの進捗状況につきましては、後ほどの議員全員協議会でご報告させていただきますと思います。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況でございますが、おかげをもちまして平成20年4月11日に入館者100万人を達成するとともに、今年度は開設7周年目を迎えまして、去る10月19日には利用者への感謝の意を込め記念事業を実施し、盛況のうちに開催を終わることができました。

なお、8月26日の議員全員協議会でご報告申し上げました、現環境センター建設にかかる同意条件を履行させていただくことを目的とした（仮称）地元還元施設建設事業につきましては、その後周辺住民とさらなる協議を重ね、建設を推進するための準備事業として建設予定地内の移植、整地工事や実施設計委託に伴う経費を補正予算として計上させていただいております。

本日もご提案申し上げます案件につきましては、平成19年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてなど5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

極めて簡単ではございますが、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（申田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元にご配付したとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 53 条の規定により、議長において指名いたします。

9 番 橋本 弘山 議員

10 番 田村 昌巳 議員

以上、2 名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 618 号、平成 20 年 11 月 13 日付けをもちまして管理者より議長あてに、平成 20 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨の通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第 6、議案第 6 号、平成 20 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）と日程第 7、議案第 7 号、平成 20 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては関連がございますので、一括してご審議を願うこととしております。

また、平成 20 年 11 月 11 日付けにて提出されました陳情書、日程第 8、20 陳情第 4 号につきましては、議長の判断により本定例会にてご審議を諮ることとしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員として正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11 月 20 日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（申田金八） 異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について 3 回までとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程第 3、認定第 1 号、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました認定第 1 号、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成 19 年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は 6 万 9,700 トン、前年度比較で 4.8%の減となっております。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき平成 19 年度に受け入れを行いました小金井市のごみ搬入量につきましては、6,931 トンでございまして、この結果、構成市町分と広域支援分を合わせたごみ搬入量全体では7万6,631 トン、前年度比較4.7%の増となっております。

決算の内容でございますが、歳入におきましては、歳入済額で40億8,623万3,057円でございまして、このうち88.6%が構成市町からの分賦金収入、8.1%が広域支援の実施に伴う可燃ごみ焼却処理委託受託金収入となっております。歳出の歳出済額といたしましては37億3,573万7,652円でございまして、予算に対する執行率は92.4%となっております。歳入から歳出を差し引いた後の残額3億5,049万5,405円は、翌年度への繰り越しとなっております。

以上が、決算の概要でございますが、平成 19 年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、認定第1号、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元にご配付いたしました決算書をごらんいただきたいと思います。

決算書の2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。

9ページ以降につきましては、附属資料の事項別明細書でございます。

それでは、10、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款分賦金につきましては、収入済額36億1,860万7,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の88.56%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりでございまして、割合は青梅市47.80%、福生市20.85%、羽村市19.07%、瑞穂町12.28%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額6,614万5,644円で、歳入総額の1.62%となっております。

主なものといたしましては、浴場施設使用料の5,899万2,900円、余熱利用施設の食堂等の行政財産使用料の478万6,464円でございます。

次に、第3款財産収入につきましては、収入済額3,000円で、これは庁用自動車の軽トラックを購入した際の旧車両の下取り代でございます。

12、13ページをお開き願います。

次に、第4款繰越金につきましては、収入済額6,167万4,929円、これは平成18年度からの繰越金で、歳入総額の1.51%となっております。

次に、第5款諸収入につきましては、収入済額3億3,980万2,484円で、歳入総額の8.31%となっております。

内訳といたしましては、第1項預金利子、これは歳計現金の運用による預金利子収入でございます。

第2項1目は弁償金で、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の弁償金による収入でございます。

第2項第2目雑入では、タオル等売上金、余熱利用施設等光熱水費と、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき実施した可燃ごみ焼却処理委託受託金が主なものでございます。

以上、歳入につきましては予算現額 40 億 4,233 万円に対し調定額、収入済額ともに 40 億 8,623 万 3,057 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入りますが、14、15 ページをお開き願います。

歳出でございますが、第 1 款議会費につきましては、支出済額 150 万 9,074 円、予算現額に対しまして執行率 87.58%、不用額は 21 万 3,926 円でございます。

主なものといたしましては、1 節報酬の 100 万 1,656 円でございます。

次に、第 2 款事務所費でございますが、支出済額 2 億 1,139 万 7,077 円、予算現額に対しまして執行率 98.55%、不用額は 309 万 9,923 円でございます。

1 目一般管理費は、支出済額 1 億 9,837 万 1,391 円で、主なものといたしましては、2 節から 16、17 ページでございます 4 節までの特別職 5 名及び一般職職員 11 名分の人件費と、18、19 ページでございます 19 節負担金、補助及び交付金でございます。

19 節負担金、補助及び交付金 4,984 万 652 円の主なものといたしましては、羽村市と瑞穂町への環境対策協議会への地域環境対策協議会助成金 100 万円と、周辺の環境対策費として羽村市へ 3,200 万円、瑞穂町へ 1,600 万円支払っております地元負担金 4,800 万円でございます。

第 2 目庁舎管理費は、支出済額 1,302 万 5,686 円で、主なものといたしましては、20、21 ページをお開きいただきまして、13 節委託料 1,192 万 4,233 円でございます。

次に、第 3 款じん芥処理費でございますが、支出済額 12 億 950 万 5,417 円、予算現額に対しまして執行率 95.32%、不用額は 5,939 万 4,583 円でございます。

主なものといたしましては、職員 18 名及び嘱託員 4 名分の人件費、11 節需用費、13 節委託料及び 15 節工事請負費でございます。

22、23 ページをお開き願います。

11 節需用費の主なものは、公害防止用に用います活性炭・消石灰などの薬品類を購入した消耗品費と、施設稼動に要する光熱水費でございます。

13 節委託料の主なものは、ごみ焼却業務委託料、環境調査委託料、中央監視設備保守点検委託料等でございます。

24、25 ページをお開き願います。

15 節工事請負費の主なものは、ダイオキシン類のさらなる低減に向けて実施した 2 号炉集じん器ろ布交換工事を含む施設維持整備工事でございます。

じん芥処理費の不用額の主なものは、委託及び工事請負契約に伴う契約差金及び省エネルギー対策による光熱水費の減によるものでございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費でございますが、支出済額 1 億 3,692 万 5,644 円、予算現額に対しまして執行率 93.35%、不用額は 975 万 9,356 円でございます。

主なものといたしましては、職員 1 名分の人件費、11 節需用費、13 節委託料でございます。

11 節需用費の主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費でございます。

13 節委託料の主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料でございます。

不用額の主なものは、光熱水費の減によるものでございます。

30、31 ページをお開き願います。

次に、第 5 款公債費でございますが、支出済額 21 億 7,640 万 440 円、予算現額に対しまして執行率

99.99%、不用額は4,560円でございます。

1目元金は、支出済額19億2,316万2,678円で、主なものとしたしましては、平成6年度から平成9年度にかけて借り入れたごみ処理施設整備事業債元金償還金でございます。

2目利子は、支出済額2億5,323万7,762円で、主なものとしたしましては、元金と同様に平成6年度から平成9年度にかけて借り入れたごみ処理施設整備事業債利子償還金でございます。

以上、歳出につきましては、予算現額40億4,233万円に対しまして支出済額37億3,573万7,652円、不用額3億659万2,348円で、執行率92.42%でございます。

33ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額40億8,623万3,000円、歳出総額37億3,573万8,000円、歳入歳出差引額3億5,049万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3億5,049万5,000円でございます。

34、35ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地及び建物については決算年度中の増減はございません。

36ページをお開き願います。

物品の調書でございますが、車両類でございますが、小型貨物自動車の買い替えに伴い、決算年度中の増減の欄に数字が入っておりますが、増減はございません。じん芥処理施設の増減はございません。余熱利用施設はカラープリンターを廃棄したことにより1件の減となっております。

以上で平成19年度決算の細部の説明とさせていただきます。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。沖倉強監査委員。

○監査委員（沖倉 強） それでは、ご指名をいただきましたので、平成19年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査報告をいたします。

平成19年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成20年10月1日午後1時30分から、組合会議室におきまして大坪監査委員とともに管理者、収入役等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきましてそれぞれ関係諸帳簿、証書類等との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても関係諸帳簿と照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくごみ処理業務及び住民の福祉の増進である余熱利用施設事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、所期の目的が達成されていることを確認いたしました。

また、定期補修工事にかかる積算方法の見直しや、地球温暖化対策等経費節減を目的として実施した省エネルギー対策工事並びに余熱利用施設における新たな集客を図るための各種イベント開催など組合事務事業全般に前向きな取り組みを行っており、職員の創意工夫による努力の成果を確認することができました。

今後の組合事務事業におきましても、職員の意識改革を図ることによりさらなる経費の節減、事業内容の見直し等効率的な財政運営に努めるとともに、施設の安全かつ安定的な運転と環境に配慮し、適正な維持管理のもと公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託にこたえることを希望し、決算審査意見書といたしました。

以上、平成19年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（申田金八） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。12番、原田剛議員。

○12番（原田 剛） 4点質問させていただきたいと思います。

事務報告書の方では71ページになりますが、ごみ処理施設運営状況というところでございますが、ここでエコセメントに5,842.93トン、それと焼却残渣量、これが金属類が499.72トンとなっていますが、金属類はどのように処理されているか、それとまたエコセメント、金属類等の運搬に関してどのようにされているかもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

また、関連して決算書の23ページに残灰運搬委託料と、あと24ページに飛灰搬出運搬業務委託料、こどももう少し説明していただければと思います。

2点目は決算書の23ページ、じん荼処理委託料で、予算書の方には中央監視室大型プロジェクター保守点検委託料があったのですが、決算書の方で計上されていないということで、単にやらなかったということだけでしょうか。その辺を教えていただきたいと思います。

それと、3点目が決算書の27ページで、余熱利用施設事業費の方ですが、ここで施設運営費の需用費、光熱水費がございまして、予算書の方で4,193万9,000円計上されていて、補正予算（第2号）で補正されたのですが、それでもまだかなり減っているような感じが見受けられますので、これが何か理由があるのかお聞きしたいと思います。

あと最後に、決算書の29ページになるかと思うのですが、各種イベント開催委託料というところがございまして、事務報告書で、102ページの方で浴場施設利用者が18年度に比べると減少しているようなことが見受けられますが、近隣にも同種の施設が建設されて、より地域に密着した利用者が増加するような努力というのを、ここには補正予算で補正してこういった委託料になっていますけれども、どのように努力されたのかというのを伺いたいと思います。

以上4点、お願いします。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、ご質問の1点目の焼却残渣の処分関係につきましては、3項目を一括してご説明させていただきたいと思います。

恐れ入ります。事務報告書の71ページをごらん願いたいと思います。この表は組合に搬入されます可燃ごみをどのような形で処理をしていくかを数値で表した表になってございます。この表の下から2段目に合計、計の欄がございまして、これを横にごらんを願いたいと思います。

まず、19年度のごみ搬入量は年間6万9,699トンでございまして、焼却炉を年間354日稼働いたしまして、6万8,252トンのごみ焼却を行っております。その横に5,842トンという数字がありますが、これは焼却した後に発生をいたします焼却灰や砂、ガラス、陶器といったいわゆる焼却残渣量の合計でございまして、焼却によりまして約91%の減容化が計られまして、残り8%が焼却残渣となり、エコセメント施設に搬出すると、こういったこととございます。

次の内訳の欄に「フライアッシュ」という項目がありますが、これが委託業務でいいますと飛灰搬出運搬業務委託でございまして、パウダー状の焼却灰を薬剤処理をしないでそのまま搬出するために、安全性

を考慮して、飛散防止のために密閉したジェットパック車で搬出をしております。1台当たり7トンの積載で1日3台、1日で21トンを搬出したしまして、年間3,929トンの搬出実績となっております。契約単価は1トン当たり3,700円でございます、決算額といたしましては約1,680万円というふうになっております。

次の内訳の欄に「ボトムアッシュ」という項目がありますが、これは委託業務でいきますと残灰運搬委託でございます、ガラス、砂、陶器等の残渣を、こちらは薬剤処理をいたしまして天蓋付きのダンプ車でエコセメント施設に搬出をしております。こちらは月に4回、1回当たり38トンの搬出で、年間が1,913トンの実績となっております。契約単価は1トン当たり2,850円でございます、約625万円の決算額となっております。

この表の一番右側がエコセメント施設に搬入できない鉄やアルミ缶、空き缶、金属類でございます、焼却残渣のうち1%ほどが発生をいたします。これがいわゆる焼却不適物処分委託料でございます、これらについては施設内で回収をしまして、鉄くず等の資源化業者に処分をしております。ただし、これらについては焼却後であるため質が低下をしているということで、逆有償で処分をしております。月に1回、60トンを搬出し、年間499トンの実績となっております。契約単価はキロ当たり7円となっております、決算額は398万円となっております。

このように焼却残渣については3点の処分委託をしておりますので、現在、組合の焼却残渣については埋め立て量がゼロとなっております。

それから、2点目のプロジェクターが予算計上してあつて決算にないということですが、19年度においては3台あるうち1台のプロジェクターを点検整備をして延命化を計ろうという計画で計上いたしました、10年を経過して、点検する前に壊れてしまいました。したがって、点検をせずに2台で19年度は過ごしたという結果で、実質的には実施ができなかったという状況でございます。

私からは以上でございます。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、私から12番議員の3点目、4点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、3点目の御質問で予算額に対し光熱水費が減っている原因についてでございますが、こちらにつきましては2点ほどの原因がございます。まず1点目は、浴場施設で使用しておりますシャワーをタイマー付きの水栓類に交換をさせていただきましたことによりまして、上下水道代で年間約500万円ほどの経費節減を図ってまいりました。それともう1点は、浴場施設、体育館施設で使用しております蛍光灯電気類でございますが、こちらを省エネ型に変更させていただきました、年間で約80万円ほどの経費節減が図られております。

次に、4点目の近隣同種施設が相次ぐ中、より地域に密着した利用者が増加するよう努力はしているかについてのご質問でございますが、余熱利用施設における浴場施設につきましては、ご指摘いただきましたとおり近隣に同種施設の建設が相次いでおりますことから、事務報告書の103ページから105ページにかけて記載させていただいておりますとおり、フレッシュランドにつきましては近隣の浴場施設にはないフレッシュランドの特色を生かした新たな集客を図るため、体育館施設を使用しての各種運動教室を行うほか、構成市町内の農業団体のご協力をいただきまして、地場産新鮮野菜の直売会の実施や、地域の方々による切り絵や折り紙の作品展など年間を通して地域の方々がみずから参加して行える各種のイベントを開催させていただき、イベントを通して地域の活性化と、より地域に親しまれる施設となるよう努めてきたところでございます。

また、秩序及び風紀を乱す恐れのある方の入館をお断りするほか、ご利用なさる方々が快適にお過ごしいただけるよう水質管理の徹底を図ってきたところでもございます。フレッシュランドにおきましては、今後とも地域に密着した各種イベントの開催をはじめとし、さらなる集客を図るほか、より地域に親しまれる施設となるよう今後とも創意工夫を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（申田金八） 12番、原田剛議員。

○12番（原田 剛） ご答弁ありがとうございます。焼却灰の方も適切に、安全に処理されて、また運搬されていることを理解いたしました。

また、先ほどのシャワーをタイマー付きに替えたことによって光熱水費がさらに減額されたということで、この努力といたしますか、これも本当にすばらしいものと感じました。

イベントの方もなかなか、やはり利用者が減っていくということもあるかと思いますが、今後ともいろいろと考えていただいて、イベントを開催していただいて、また集客の方をしていただければと思います。

あと1点だけ要望をちょっとさせていただきたいのが、決算書の方なのですが、予算書と決算書の方で備考欄が結構入り交じっているところがあるもので、統一していただければ結構見やすいかなと思いましたが、その点だけ要望させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（申田金八） ほかに、9番、橋本議員。

○9番（橋本弘山） それでは、1点だけですけれども、質問させていただきます。

決算書の25ページになりますけれども、工事請負費というのが15にございますが、その中の省エネルギー対策工事というのがありますけれども、この工事の中身についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 省エネルギー対策工事の内容ということでございますが、恐れ入ります。事務報告書の61ページをちょっとごらんをいただきたいと思っております。こちらに上段の3点が省エネ工事ということで、100万円以上の工事でございますが、記載をさせていただいてございます。

工事内容につきましては、まず1点目の照明器具の交換工事でございますが、この照明器具は施設全体で2,000台ほど設置してあります。このうち24時間ずっと点灯しているのがおよそ963台ほどございまして、3年間で順次省エネタイプに交換をしていくという予定でございます。19年度は工場棟の地下3階から1階までの器具を中心に266台の照明器具を省エネタイプに変更いたしました。

次に、2点目の誘導灯の交換工事でございますが、誘導灯につきましては消防法に基づきまして設置しなければならないものでございまして、寿命が約8年ということになっておりまして、更新時期を迎えましたので、設置してある163台すべてを省エネタイプに交換をしております。

3点目の空調2次ポンプインバーター化の工事でございますが、環境センターの冷暖房のために空調用の冷温水を送るポンプが4台設置してありまして、冷暖房時の省エネを図るため、この4台のポンプの回転数を制御するというのでインバーター化を図りました。

以上が工事の内容でございます。

○議長（申田金八） 9番、橋本議員。

○9番（橋本弘山） 工事内容については今の説明でわかりましたけれども、この工事は当然省エネ対策計画に基づいて実施していくと思っておりますけれども、この省エネ対策の計画はどのようになっているのか、そしてまたその計画に対して現在どのくらいのCO₂の削減ができているのか説明をお願いします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 省エネ対策というのは、平成 14 年度から 16 年度の 3 カ年の CO₂ の排出量が基準値となりまして、この CO₂ の排出を 21 年度までの 5 年間で削減をしていくということの計画でございます。

計画の細かい内容については、排出基準量が 7,323 トンというふうなことでございまして、これを 5 年間で 15 件の対策工事を実施する予定で、すべて実施した場合は、経費的には 1 億 6,000 万円ほどの工事費が必要となりますが、CO₂ の削減は 1,875 トン、25%ほどの削減ができるであろうといった計画を東京都に提出をしております。

この計画に対しまして現状でございまして、17、18 年度は節電等の運用面で対応いたしまして、19 年度は先ほどご説明をいたしました工事対応をしております。

15 件の計画内容ですけれども、すべて実施するということだと経費もかかるということで、当然費用対効果も考えなければいけないということで、我々としてはまず CO₂ の削減の多く望める工事、あるいは費用対効果の中で回収が 10 年以内のできる工事ということを優先にして実施をしております。

現在、3 年間までの CO₂ の排出削減につきましては、7,323 トンの基準値に対しまして 705 トン、9.6%の削減というふうになっております。また使用電力については 19 年度末で年間 43 万キロワット、2.5%の電気使用料の減というふうになっております。これを経費に換算しますと、年間 600 万円ほどの経費減というふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかに。6 番、木下議員。

○6 番（木下克利） 1 点伺います。

こちらの温浴施設の中に飲食の業者が入っていらっしゃると思いますが、副管理者の親族の会社だというふうに伺っておりますが、政治家が公共施設等の事業に関与しているわけではございませんけれども、あり方が問われている中で、本決算を受けてどのようにそれらを受けとめているのでしょうか。

具体的な内容は、予算のときに審査になると思いますが、本決算を総括する意味でどのように受けとめていらっしゃるのか、ご答弁をお願いします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） それでは、今のご質問の余熱利用施設の食堂運営の関係でございますが、食堂運営につきましては開設当時、構成市町の中で食堂経営者の方々を募りまして、今の藤屋さんをお願いしております。今、副管理者の親族というご質問でございまして、副管理者は直接かかわっておりませんが、弟さんが社長さんということで今事業運営をさせていただいております。

それにつきましても、今後も正副管理者ともいろいろ相談をしながら、運営の方法等も今後検討していく必要があるのかなということ考えております。ただ、それをすべて排除するということではなくて、いろいろな方法で、企画競争なりという、そういう形で進めながらやっていくか、またいろいろな方法論も今後検討していかなければいけないというような形になると思いますけれども、そのような形で今後進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかに。2 番、近藤議員。

○2 番（近藤 浩） 4 点伺います。

契約の関係なのですが、一つは事務報告書の 61 ページですね。昨年もちよっとお聞きしましたが、随意契約が非常に多いということで、これはむしろ特殊工事だから仕方がないというような面も非常にある

と思うのですけれども、ともすれば自衛隊の背任事件とかあったように、随意契約というのは独占価格になる恐れがあるということで、そういうことに、適正価格ということ考えた場合に、どういうふうに随意契約を適正価格にするために工夫とか何かがされているのかどうか、1点目お伺いします。

2点目は、同じ契約の関係で62ページ、真ん中あたりに競争見積合わせというのが幾つかあるのですが、これは指名競争とはまた全然別なものなのですか。どういった流れなのかをお願いします。

3点目は、その右の63ページ、下から3行目に企画提案競争方式というふうにございますけれども、これは意味はわかるのですけれども、言っているとおりで。どういう企画が出て、5社ということでありませうけれども、どういうふうに決まったのかをお願いします。

それから4点目でありませうけれども、決算書の19ページ、19の負担金、補助及び交付金ですけれども、この中の一番下の地元負担金ですね。これはまず瑞穂町の方でも、議会でも何度か取り上げておられますけれども、先ほどのご説明のとおり羽村市が3,200万円と瑞穂町が1,600万円ということで2分の1なのですよね。いろいろ固定資産の関係とか、これまで決めた経緯もあるというふうに思いますけれども、住んでいる人口とかということから考えると、果たしてこれでいいのかということとは投げかけてきたわけなのですけれども、そういったことについて話し合いとかなされたのかどうかをお願いします。

以上です。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それではまず1点目、随意契約につきましてご説明申し上げます。

西多摩衛生組合の発注する契約関係につきましては、契約の目的内容から価格のみならず品質、性能等の要素が非常に大きなウエートを占めるようないわゆる専門的な経験、技術を必要とし、特定のもの以外の契約の目的を達成できないような場合に、例えばプラント設備の定期補修工事といった随意契約にせざるを得ない契約関係がございます。

このような既設の設備と密接に絡んだ関係から、施工上の経験、知識を特に必要とする場合、または現場の状況等に精通した者に施工させなければ、今後の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある場合に、同一施工業者に施工させなければ契約の目的を達成できないということで、随意契約による契約の締結をさせていただいております。

随意契約の締結に当たっても、その運用を誤ると契約が特定のものに偏るなど適正な契約が行われない恐れがあることから、このようなことのないように厳正な執行に努めているところでございます。

続きまして、競争見積合わせでございます。競争見積合わせでございますが、やはり価格の競争を図るために各業者を、いろいろできる業者を選定いたしまして、それをうちの方で選定をした者と呼んで競争で見積合わせをさせる方法でございます。

次に、企画提案につきましては、こちらの方はやはりそのことがうちの方で要求してできる業者を選定いたしまして、そこにその業者を呼び、提案をさせる中で業者を決定していくということでございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 決算書19ページの負担金、補助及び交付金のところの地元負担金の件でございますが、これにつきましては西多摩衛生組合環境センターができたころから地元、羽村市、瑞穂町へ負担金というようなご要望がございました。

この金額の決定につきましては、市、または町から負担金に関する要望が出ておまして、その中で、基本的には面積按分をしております。その要望書が出てきた中で正副管理者等で協議をいたしまして、この4,800万円につきましては平成13年4月1日に協定書を結んで、そういう経過で今まで羽村市に

3,200万円、瑞穂町に1,600万円ということで、そういう経過で今負担をしてさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（串田金八） 2番、近藤議員。

○2番（近藤 浩） 全体的にあまり答えになってないのですけれども、1番目、非常に支障がないようにというのはよくわかるのですけれども、最後には厳正な執行をされていますというその厳正なというように、どういうふうに厳正にやっているのか、ちょっとその辺をもう少し具体的にお願いします。

次が2点目なのですけれども、そういうことは、これは指名競争とは違うのですか。こちらで選定をして、それで競争をさせるというのは、どういうふうに違うかお願いします。

3点目ですけれども、提案方式を、その内容はわかるのですけれども、具体的にどういった提案がなされたかということをお聞きしたのです。だからシダックスフードサービスでどういう提案がなされたかとか、ほかの4社で例えばどういう提案がなされてきたのかと、そういうことを具体的にお願いします。

それから、4点目の地元負担金の関係なのですけれども、説明は前から聞いているのですけれども、果たしてこれでいいのかどうかというか、基本的にはよく横田基地の交付金なんかも要望するときに固定資産分だということをおかれて、やはりそういう迷惑分を要望するような格好も行っているわけなのですけれども、やはりちょっとそれと似たようなところがあると思うのですね。

それで、瑞穂町議会でも予算、決算等で時々取り上げながらそういうことを言っているわけなのですけれども、話し合いとかは、だから結局ちょっと考えようみたいな話はなされているのですか。だから瑞穂町議会での答弁では、ではそういうものは言うておくよみたいな話は答弁をいただいているのですけれども、話し合いは実際になされているのかお願いします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 再質問の1点目の、工事等の契約金額の妥当性ということをどのように確保しているのかということだと思いますが、ご承知のように委託業務の中で設備保全管理業務支援業務委託といった業務委託がございます。ただいま議員からご指摘された随意契約におけるさまざまな、2社間におけるそういうふうな問題があるということは重々認識をしております、組合としては、平成16年度からですけれども、まず工事の必要性の確保、評価ですね。それから工事内容はこれでいいのかといったような妥当性、それから最後は工事金額は適正であるか、こういったことを組合職員で一定の案をつくった後、現在は東京都環境整備公社でございますが、そちらの第三者機関に精査の委託をいたしまして、そこでもう一度洗い直しをしていただくと、こういったシステムといいますか、委託を組んでおります。

その委託料については200万円ぐらいなのですけれども、支援結果、我々が第一次的に積算をした金額と、その第三者機関が精査したときの差ですね。これが維持管理工事費で5件ぐらいございまして、そこで2,000万円ほどの見直しの金額も出てきております。

それから、そういうふうなシステムをつくとともに、同時にその機関に、西多摩衛生組合の職員の研修の技術を上げるために講習会を開いたり、それから新たな工事があるときには一緒に施設の中を点検して、必要性についても本当にこれでいいのかというようなことの助言をいただいて、できるだけ工事の適正化を図ると、こういうシステムをつくっております。

1点目は以上でございます。

○議長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、私から2番議員さんの2点目、3点目につきましての補足説明をさせていただきます。

まず、2点目の競争入札と競争見積合わせの違いについてでございますが、ご承知のように指名競争入札につきましては、履行可能な業者を指名選定委員会で選定の上、一堂を同じ場所に会しまして、同時に入札をさせまして、一番、最も安価な業者と契約をさせていただくのが指名競争入札でございます。

もう一つ、競争見積合わせにつきましては、先ほど総務課長からご説明させていただきましたとおり、形式は指名競争入札に準じて行っておりますが、年度当初、4月1日から履行しなければならない契約につきましては、旧年度内に指名競争入札を実施することは予算規則上できないものですから、旧年度内に履行可能業者から見積もりを徴収いたしまして、入札に準じて見積もり価格の最も安価な業者と契約をさせていただいているものが競争見積合わせでございます。

次に、3点目の企画提案競争方式についてでございますが、こちらは平成19年度より余熱利用施設の運営業務委託をシダックスフードサービス株式会社と契約を締結して、シダックスに運営をお願いしているところでございますが、先ほど来12番議員からもご質問がありまして、フレッシュランドの浴場施設につきましては、近隣に同種施設の建設が相次いでおりますことから、フレッシュランドの運営につきましては、フレッシュランドの特性を生かした、どのような運営が適正に行われるのか等を運営履行可能業者を呼びまして、その中でこういう運営ができるという提案を募集いたしました。その中で提案が最もすぐれた業者、それと提案もそうでした、金額も最も安価な業者、これがシダックスフードだったということで、19年度からはシダックスフードと契約を締結をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（申田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 地元負担金の再質問でございますが、地元負担金につきましては、これは羽村市、瑞穂町から周辺対策というようなことでご要望があつて交付をしているものでございます。

この地元負担金につきましては、組合で金額を決定するというのではなくて、やはり羽村市、瑞穂町から要望に基づきその内容につきまして協議をして決めさせていただくということでございます。

ちょっと補足説明をさせていただきますが、この金額が決まった平成13年の4月1日に協定を結んでおりますが、その内容、この過去の問題につきましては、一つの基準として固定資産税相当額というようなこともございますので、そういう形で要望があつたということでございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 2番、近藤浩議員。

○2番（近藤 浩） それでは、2点目を再々質疑いたします。

62ページの競争見積合わせのところですね。1番のところ、環境テクノサービスということで、たしかこれは何年も同じような業者がやっているというふうに思うのですけれども、やはり結果的にそういうことになっているというふうに思うのですけれども、その辺の関係ですね。結局競争見積合わせをやっても、やはり同じような業者がやっているというか、こういういろいろ調べたりするわけですから、同じ業者ではない方がいいような気もするのですけれども、その辺どういうふうになっているのかお願いします。

○議長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、2番議員のご質問にお答えさせていただきます。

事務報告書62ページにございますごみ焼却業務委託に伴います競争見積合わせで選定した環境テクノサービスに関するご質問でございますが、ご指摘のとおりどこの業者でも構わないのですが、この焼却業務委託につきましては相当の教育期間が必要とされることと、特殊な業務ということで、本来であれば随意契約せざるを得ない契約と考えております。

しかしながら、先ほど来ご質問が出ているとおり、随意契約の締結に際しましてもより適正な執行を図

っていくべきと私ども考えておまして、こちらの契約につきましても同等の履行能力を有する業者から見積もりを徴収した上で、一番安価な金額をもって環境テクノサービスさんと契約を締結させていただいているということをございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） ほかにございますか。7番、門間議員。

○7番（門間淑子） 幾つかお尋ねいたします。

事務報告書で30ページになるのですけれども、今回の建設計画の中で、昨年、前年度に比べて維持補修費が随分上がっていて、さらに維持補修の方に力を注いだのだということはこの事務報告書の中で書かれています。10年経って確かにあちこちいろいろ老朽化してきているでしょうし、先ほどもお話があったように修繕が必要になったというようなお話でした。

ここで維持補修費が定例的にこれからどのぐらい必要になっていくか、この衛生組合がこれから先もきちんと安全に稼働していくためにどれぐらいのメンテナンスが必要になってくるか、小金井市の二の舞を踏まないためにきちっとやはり修繕していく必要があると思いますけれども、その見通し、19年度では15.38%という数字が出ていますが、これから先どのぐらいの単年経費になっていくかお尋ねします。公債費の償還がここ3～4年かなりピークを迎えるということもあって、その維持補修費とのバランスをどういうふう考えていらっしゃるのかということをお尋ねします。

それから、事務報告書の47ページで職員の病気休暇等の取得状況が出ているのですけれども、出産支援休暇を取られている方がいらっしゃるということで、大変これはいいことだと思っていますが、病休をとられた方がいらっしゃるの、この方はもう改善されて復職されたのかどうかですね。お話できる範囲内をお願いします。

先ほどから契約の問題が出ておりますけれども、この契約の透明性というのは非常に重要な問題で、衛生組合でも契約事務規則に従っていろいろ手当して、随意契約もまだ多いのですが、かつてに比べれば若干減ってきたというふうにも思っております。

このところ地方自治法の方の規則も変わってきて、談合防止のペナルティーも強化されています。衛生組合としては情報もあるわけですが、談合等に対してのペナルティーについて関連法規の改正がなされているのかどうかお尋ねします。

それから、先ほどもありましたけれども、地方自治法に従った契約条件にしていくための法規の明確性といったことについてどのようにお考えなのか。

それから、余熱利用施設の方ではさまざまなイベントがなされていて、地域との密着ということで月ごとにいろいろなイベントがされているようですが、ここで例えば地球温暖化の問題とか、あるいはごみの処理方式についてどうなのかということとか、小金井市からのごみの搬入の問題とか、さまざまな環境問題についてより前進的に考えていく時期にきているというふうに思います。

そういう意味で、例えばこの衛生組合の立地条件、あるいは運転環境についてそれぞれの自治体の構成員の住民の方たちにも十分理解していただく、あるいは共通認識を持っていただくということがすごく重要だと思うのです。余熱利用の方でもそういう行動、さまざまなイベントだけではなくて、衛生組合が主体となって環境提案のようなものを考えられないのか、これから先の事業として考えられないのかということをお尋ねします。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、私の方からは工事関係の経費、今後どのように推移していくのかというご質問でございまして、19年度をベースにいたしますと、工事全体で約5億6,000万円ほどかかってお

ります。これがどのように推移していくかということでございまして、基本的に定期補修工事、10年を迎えまして経年劣化ということで新たに設備を交換していくというような状況も発生してくるわけでございまして、基本的に工事の内容としては、基本的な工事の部分として毎年、必ず焼却炉を稼働しますと大体2億円ぐらいかかってきます。1炉当たり7,000万円ぐらいの経費が必要になってくる、これはずっと今後とも必ずかかる経費でございまして。

もう1点の要素は経年劣化ということで、バグフィルターは5～6年に1回とか、脱硝触媒は7年、8年に1回とか、あとコンベヤー関係もそうなのですが、数年に1回更新をしていくというふうなことで工事を実施します。この工事としましては大体今後21年から27年の間に、7年間の間にこれらが発生いたしますので、全体で13億円ほどを見込んでおります。それから19年度の決算でもありましたけれども、省エネ対策工事とか、あるいは定期補修工事以外のいろいろなシステムの更新工事、電気関係ですね。コンピューター関係の工事も当然発生をしてきます。

これらを合算しますと、私どもは長計に基づいて積算しているのは、21年度で約7億6,600万円ほどの経費増ということになります。この7億円から約8億円の間で今後5年間ぐらい推移をしていくと、こういった長計になっております。

私からは以上でございまして。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、私から2点目、3点目につきましてご答弁申し上げます。

まず2点目、事務報告書47ページの病気休暇でよく休む人がいて、戻ってきているのかといったご質問でございましたが、短期的な病気でありましたので、当該年度中に復帰しております。

続きまして、契約の関係でございまして。ペナルティーについてのご質問でございました。当組合におきましては地方自治法施行令の改正に基づいた指名停止期間の引き上げ等の条件につきましては反映しておりませんが、西多摩衛生組合競争入札参加資格者指名停止措置基準というものを使いまして行っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございまして。

○議長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、7番議員の4点目の質問についてお答えさせていただきます。

余熱利用施設での環境フェアなどのイベントを今後できないかのご質問でございまして、フレッシュランドにおきましてはこれまでも環境センターの地元還元施設としての特性を生かしながら各種のイベントを実施させていただいておりますが、今後地域の方々より積極的な参加ができるような、地域活動の拠点となるようなイベントの実施をしていきたいと考えております。

この中には、ご指摘いただきました環境への負荷の低減へ向けたPR事業、あるいは地域の活性化につながるようなイベントを地域の方々と一緒に展開していきたいと考えております。そういった地域の活性化を促し、環境への負荷の低減PR等の活動を通していくことで還元施設としてのあり方を見つめ直していきたいと考えております。

以上でございまして。

○議長（申田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） 再質問します。

まず、維持補修の方ですけれども、今後7年ぐらいの間に13億円ぐらいということで、さらにいろいろ取り替えるということになるかと思うのですが、それで大体どれぐらい、例えばあと10年、その次の10年ぐらいは大丈夫だよという形になるのかどうかですね。毎年4億円ぐらいはかかるとして、基幹的な

ところを取り替えると、27年には終わるということは、37年ぐらいまでは大丈夫だよというぐらいまで
にできるかどうかということですね。そうではなくてわりとちょこちょこちょこちょこやっていくという
形になるのか、大型補修をどんと入れてもたせるのか、まだまだちょこちょこやるほどではないのだとい
うことなのか、この施設の健康度をお聞きします。

それから、契約についてなのですけども、見直しはないのだということですが、確かに情報はありま
すからそれに従うわけですが、しかし、やはり衛生組合としての姿勢というのは大事だろうというふうに
思います。フレッシュランドにしても、入浴制限というようなことも一方ではあるわけですけども、や
はり契約への参加条件としてそういうことも担保される必要がありますし、地方自治法の中に入れて規定
されている職員などについての、衛生関連にあるものについての契約条件ということも考えられる必要が
あるだろうというふうに思います。そういう意味で、関連する法令法規に従ってこの基準というのをきち
っと見直していく必要があると思います、いかがでしょうか。

○議長（申田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 1点目の補修工事の計画の中でのご質問ですけども、通常のごみ焼却施設とい
うのは施設建設後、一般的には30年はここで焼却をするということでございます。そういった実態がご
ざいます。

現実的な設備等の寿命は、コンピューター関係を含めましての全自動になっていますので、10年経つと
部品がなくなるとか、そういう状態になりまして、否応なしに更新していくと、こういった実態がござい
ます。

したがって、我々は基本的には設備には念入りに点検整備をしまして、できるだけ長持ちをさせて
いくという基本的な考えを持っておりますが、稼働後10年を過ぎまして、今後5年間で15年間、30年
の半分の時期を迎えるということで、これはきちっとそういうふうな更新をしていくという考えでございま
して、今後それをやったらもう終わりかということの指摘ですが、実は30年というスパンでいくと、も
う1回どこかでやっていくというふうに考えております。ここ5年の間に大幅な更新をやりまして、少し
また10年ぐらいを4億円ぐらいのところを過ぎまして、また同じ時期がくるということで、2回目は
いろいろ、今の施設の上からいくとどうもいろいろな施設、できるだけ長持ちをさせて、延命化を図っ
ていくというようなことも考えているので、そういうふうな時期にあわせて、できるだけ後年度に負担をさ
せないように、今のうちから1回きちっと直しておくというこの計画でございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） ただいま2回目の質問で、西多摩衛生組合競争入札参加資格、資格者指名停止措
置基準は見直しの考えはあるかというご質問かと思えます。こちらの西多摩衛生組合におきましては、羽
村市の競争入札参加資格者指名停止措置基準に準じて行っておりまして、こちらは既に見直しがされてい
るということでございます。こちらの方はよく精査、また関係の法令を見ながら近々に改正をしていこう
と考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（申田金八） 7番、門間議員。

○7番（門間淑子） 3回目の質問です。

規則基準に関しては、議決の必要性がないということでそちらの方で決められるわけですけども、一
定の案ができた段階でお知らせいただくことは可能でしょうか。

○議長（申田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 今のご質問で、案ができたところで諮ることは可能ですので、その時点でお送りさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 3番、齋藤議員。

○3 番（齋藤 成宏） 私は1点だけ質疑させていただきます。

私は余熱利用施設についてなのですけれども、せっかくできた施設なので、近隣の住民の皆様、多くの方々に最大限に活用していただきたいという観点から申し上げるのですけれども、事務報告書の104ページあたりに回数券の割引販売、回数券をお渡しすることがいろいろ載っていますけれども、これはイベント期間だけではなくて、これはむしろ通年でもいいのではないのかなと思います。

あと、先ほど監査委員さんからも意見の中で「職員の皆さんの創意と工夫が見られた」ということが言われましたけれども、具体的に、数値的なものはもういいです。ほぼ聞いたのでわかりましたので、こんな取り組みをしたからこういう成果が出たのだということをぜひ担当者の方から口頭で聞きたいと思いますので、そちらの説明を求めます。

○議 長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、3番議員のただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の回数券の割引販売についてでございますが、こちらにつきましては11回券で5,000円の通常販売をさせていただいております。まず回数券、5,000円の通常販売でも1回割引となっております。

なお、この割引販売につきましては、季節ごとに限定して実施をさせていただいております。実はこの5,000円の設定料金につきましては、余熱利用施設条例の使用料の中で5,000円と定められてございまして、4,000円についてはその特例措置として管理者に許可をいただいた上で季節ごとに実施をさせていただいているということでございまして、なぜ季節ごとかと申しますと、どうしても浴場施設におきましては夏場、暑い時期になりますとお客様の入館者数が減ってまいります。そういったときに浴場施設のご利用の促進を図る意味で、夏場に集中して割引販売を実施させていただく、こういうことでございます。

次に、2点目の職員の創意工夫で、どのようなことを行ったかというご質問でございますが、こちらにつきましては、アンケートボックスというものを浴場施設に備えつけをさせていただいております。これを日々アンケートをいただきまして、そのアンケートをいただいた内容で実施、対応させていただきものにつきましては事務局で協議をさせていただいて、積極的に取り組んでまいりました。

その中で多かったのが、先ほど来ご報告させていただきました体育館が併用されておりますことから、体育館で運動をした後に浴場が使用できないのか、こういったご要望が多数寄せられてございまして、これをもとに現在では体育館におきましてフラダンス、それからヨーガ、それからピラティス教室と、こういうものを浴場とのセット料金で行わせていただいております。こちらの料金につきましては、構成市町内在住の方につきましては、教室と入浴料を含めまして800円の設定で実施をさせていただいております。

その他近隣の方のご協力をいただきながら、近隣の方が制作しました折り紙、それから切り絵、そういった作品展を浴場施設の空いているスペースを利用しまして、通年を通して作品の展示を行っていただいていると、こういうことでございます。

○議 長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 補足をさせていただきますが、19年度に大きな成果、効果ということでありますが、余熱利用施設の利用者に対しまして刺青対策を行っております。実は昨年一般の住民の方から、刺青等が入っている方がいらっしゃるといことで、一緒に入浴していても大変不愉快な思いをしている、

そういうお話が大変多くございました。

そういうことで担当の方も相当苦勞しまして、入館をするときに、入り口に掲げてあるのですが、お断りをするというような、こういう対策をしております。そういう中でも、お断りをする中でも大変暴力的な行為、直接的にどうだということではなくて言葉の暴力とか、そういうことで職員も大変恐怖を感じた面もございます。

ちょっと1点申し上げますと、その中でもあまりにもひどい方につきましては警察の方へ連絡いたしまして、それなりの警察で対応していただいて、罰金刑を取られたというような、そういう事例もございます。

そういうことで一般住民、構成市町の住民の方々もご利用いただく中で気持ちよくご利用いただいて、また来ていただく、まず来ていただいて、再度来ていただくということが一番大事なことでございますので、そういうことで、職員としましてもそういうような中で努力をさせていただきたいと思っております。おかげさまで20年度に入りましてほとんどそういうような事案がなくなってきたと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（申田金八） 5番、野島議員。

○5番（野島資雄） 私からも余熱利用施設のことでもちょっとお聞きしたいのですが、この事務報告書には書いてないのでお聞きしたいのですが、19年度決算において、年度内で浴場施設利用者が病気、あるいはそれに付随している何かで倒れて病院や、あるいは救急車等で搬送されたというようなことが漏れ伝わってはいるのですが、実際どの程度こういった事例があったのか、この際明らかにしていただきたいと思っております。

○議長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、5番議員のただいまの質問にお答えさせていただきます。

19年度内に余熱利用施設におけます救急搬送等の事故事例は、実は余熱利用施設、主に浴場施設でございますが、湯あたり等で倒れる方は頻繁にございます。その中で19年度で救急車の出動を要請したのは10件ほどの要請をしておりますが、皆様救急で搬送されまして、その後の経過観察を報告させていただきますと、病院に着くときにはもう意識もはっきりしておりまして、入院されることなく、応急措置だけで治されているという報告は受けてございます。

ただし、浴場施設特有の湯あたり等が今後も発生することから、現在、運營業務を委託しております委託先の職員につきましては、赤十字で実施しております救急救命、この講習を受けていただきまして、即座に応急措置が取られるような措置を講じております。

以上でございます。

○議長（申田金八） 5番、野島議員。

○5番（野島資雄） それに関連することになるかと思うのですが、もう一つ、苦情ですか、この事務報告書で39件、19年度ではあったとあるのですが、具体的な例ではクレーム的なことなのか、それともいろいろな対応等での苦情なのか、その辺がちょっとなかなかこれでは明らかになっておりませんので、もし大ざっぱで結構ですので、教えていただきたいと思っております。

○議長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） 引き続き5番議員のご質問にお答えさせていただきます。

事務報告書に記載されております苦情の件数についてでございますが、19年度中に発生しました苦情につきましては主に2点ほどございまして、まず1点目が施設の設備に対する苦情でございます。こちらに

つきましては、施設のサウナにつきましては低温サウナを設置させていただいているのですが、低温サウナだけではなくて高温サウナを設置してほしいという要望を含めた苦情、それとサウナ室があるのになぜ水風呂がないのか、この設備に対する苦情を約半数いただいております。

そのほかに苦情につきましては、幼児、それからお年寄りに対する苦情が数件寄せられております。まず幼児につきましては、お風呂の中で気持ちよくなってしまつて汚物をしてしまったですとか、そういったときの苦情でございまして、おむつが取れてない方は入館を断つたらどうかということで、現在、余熱利用施設はおむつをされている方の入館はお断りをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） ほかにございせんか。4番、羽村博議員。

○4 番（羽村 博） ちょっと質問が重複する形になるのですが、お許しいただきたいと思うのですが、先ほど担当者の方から新施策ということで、新たな集客を図るための各種イベントというようなことでお話でございました。そして説明の中で103ページのところにイベントのそういう説明があるのですが、2点目の地場産野菜の直売ということで、これは記載してあるのですが、こちらに参加をいただいた団体の数、それから個別の販売における成果的な総括をひとつお願いしたいなということ。

それともう1点は、105ページになりますが、各種イベントというふうな形で5月からのいろいろなイベントがございまして。これらのイベントは毎年同じような形で行われているものなのかどうなのか、それから特に掲示物もかなりあるようですが、こどもの日、あるいは敬老の日、それからクリスマス等々これらの点についてお客さんの反響はどのような形だったのか、総括的な見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、4番議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の野菜直売の件についてでございますが、こちらに参加をさせていただいた団体につきましては青梅市の農業団体、羽村市の農業団体、瑞穂町の農業団体、各3団体の農業団体から参加をさせていただきました。

この成果でございますが、実はこれは参加をしていただくだけで、売ったお金をうちの方に納めていただいたわけではございませんで、農業団体さんの売ったお金は農業団体さんの方で納めていただいております。

ただし、大変盛況でございまして、ご利用者からは通年を通じて定期的実施してくださいというようなご提案をいただいて、各団体に問い合わせをいたしました。なにせ地場産野菜の直売ということで、地場産野菜には限りがあるということで、春場の新鮮野菜だけでお願いしたいというお答えをいただいております。うちの方としては通年を通して実施していただきたいと思っておりますが、今後ともその辺は協議をさせていただいて実施をさせていただきたいと考えております。

次に、イベントの内容についてでございますが、こちらの内容につきまして、体育館を利用した運動教室につきましては、19年度からヨーガ、ピラティス、フラダンスと三つの体操教室を実施させていただいておりますが、こちらの方も好評をいただいております。これを今後どうするかということなのですが、今後ともご要望を募りながら、ほかの運動教室もできることならば実施をさせていただきたいと考えております。

それと、ほかの各種イベントにつきまして、定期的実施しているのかというご質問でございまして、この中で和紙折り紙、それから切り絵展というものを記載させていただいておりますが、こちらにつきましては近隣住民の方のご協力と組合との共同参画のもとに実施している事業でございまして、こちらについては不定期になりますが、今後とも近隣住民の方とご協力をし合いながら実施をさせていただきたいと

考えております。

それと最後に、こどもの日イベント等の記念の日のイベントについてでございますが、こちらについては大変浴場利用者から好評をいただいております、この記念の日のイベントにつきましては今後とも実施をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

議会会議規則第 32 条にて、まず原案に対する反対討論の発言を許します。7 番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 認定第 1 号、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について、認定することに反対する討論を行います。

平成 19 年度決算の最も大きな問題点は、小金井市の可燃ごみ受け入れが開始されたことです。この可燃ごみ受け入れは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき 19 年 4 月 3 日から開始されています。ごみ処理の相互支援を実施する場合、協定が指定した適用範囲は、1、予測できない緊急事態におおちいり、適正なごみ処理に支障が生じた場合。2、新たに予定されていた定期点検、改修、更新、新設のため運転を停止し、適正なごみ処理に支障が生じる見込みの場合とされています。

しかし、西多摩衛生組合がブロックを越えて小金井市の可燃ごみを受け入れることになった主原因は、二枚橋衛生組合の焼却炉が老朽化し、廃炉にすることが決定されたことによるもので、焼却炉の老朽化はあらかじめ予測できた事態です。

多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定書第 3 条に規定されている市町村の責務、つまり当該自治体が当該ごみ処理基本計画に基づき確実に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を行う責務、また施設の適正な維持管理を行う責務を遵守していれば今回のような広域支援は回避できたはずで

す。小金井市の第 3 次基本構想広域基本計画、これは平成 13 年 3 月に策定されたものですが、この中でも計画的行政の推進がうたわれています。今回のような事態は計画行政の失敗の結果であり、広域支援の条件には当たらないものだと私は思います。

くわえて、小金井市からの支援要請は年間 1 万トンを 10 年間という驚くべき内容でした。住民の方たちからは受入反対の声が強くなりましたし、受入中止を求める陳情が提出されてもきました。住民合意もなく受け入れを決定したこと、法律上の根拠が地方自治法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に整合していないことからこの受け入れは容認できるものではありません。

決算書では、小金井市からの可燃ごみ処理委託金は雑入として 3 億 3,271 万 2,480 円歳入の方に入っておりますけれども、決算書のあり方として、こうした大きな金額が雑入に繰り入れられること事態が非常に変則的だというふうに思います。

以上の理由により、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定に反対します。

○議長（串田金八） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。12 番、原田剛議員。

○12 番（原田 剛） 認定第 1 号、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして賛成の立場から討論させていただきます。

本決算の認定に当たりまして、まず申し上げたいのは、西多摩衛生組合は青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町の構成市町が共同し、ごみ処理施設の適正な管理と安定した業務運営をすること、当組合からの焼却

灰等を最終処分場まで安全な運搬をすること、当組合の周辺住民の福祉の増進にかかわる施設の適正な管理と安定した業務運営を図ることと考えております。

このような観点から平成 19 年度決算の内容を見ますと、ごみ処理施設の適正な管理と安定した業務運営に関しましては、平成 19 年度の事務報告書にありますように、構成市町から排出されたごみ 6 万 9,700 トンと、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく小金井市からの排出される可燃ごみの一部の 6,900 トンを加えた 7 万 6,600 トンのごみ処理を、法令等に基づき安全かつ衛生的に焼却処理を行っております。

また、各種の公害測定結果につきましては、羽村市並びに瑞穂町の周辺住民との公害防止協定で約束されている値を大きく下回り、特に施設維持整備工事の中では 2 号炉のバグフィルターを触媒入りバグフィルターに交換するなど周辺住民の要望に対応する施策を実施し、周辺環境への低減が図られております。

当組合から焼却灰等を最終処分場まで安全な運搬をすることにつきましても、質問などの説明をいただいたとおり適正に管理され、安全に運搬処理されていることと理解いたしました。

さらに、周辺住民の福祉の増進にかかわる施設の適正な管理と安定した業務運営につきましては、余熱利用施設、フレッシュランド西多摩のことですが、近隣に同種施設の開設される中、集客の拡大を図るべく各種イベントの開催等より地域に密着した施設となるよう努力が見られるほか、施設の衛生管理を日ごろから徹底されていることが伺えます。

このようなことから、本決算につきましては当初予定されていましたが事務事業が適正かつ確実に履行されており、西多摩衛生組合の目的を達成した決算であると認められます。

今後も、西多摩衛生組合の果たすべき使命については重要であり、着実に推し進めなければならないものであります。さらなる事務事業の推進、効率的な財政運営を図ることを期待し、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして賛成の討論といたします。

以上です。

○議 長（申田金八） 以上で討論を終わります。

これより認定第 1 号、平成 19 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決いたします。

認定第 1 号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議 長（申田金八） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。ありがとうございます。

3 時 15 分まで休憩いたします。

午後 3 時 5 分 休憩

午後 3 時 15 分 再開

○議 長（申田金八） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 4 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由並びに内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第 4 号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成 20 年 9 月 1 日に施行されました地方自治法の一部を改正する法律により、

議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称が議員報酬に改められたことから、関係条例の一部を改正し、所要の文言整理を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、お手元に配付しております議案第4号附属資料、新旧対照表をごらん願います。

本案は、関連する三つの条例を並列的に改正してありまして、まず第1条関係では、西多摩衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。改正法により、議員に係る報酬の名称が「議員報酬」に改められたことに伴い、題名及び本文中において「報酬」を「議員報酬」に改めるなどの文言整理をしてあります。

次の第2条関係では、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。改正法により、非常勤特別職の報酬については「法第203条の2」として新たに定められたことに伴い、条例第1条中で引用している地方自治法の引用条番号を改めるものであります。

続きまして、第3条関係は、西多摩衛生組合実費弁償条例の一部改正でございます。条例第2条中の文言整理をしてあります。

なお、この条例は平成20年12月1日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ないようですので、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、議案第5号、西多摩衛生組合長期継続契約に関する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） ただいま議題となりました議案第5号、西多摩衛生組合長期継続契約に関する条例の件につきましてご説明申し上げます。

地方公共団体が行う契約については、地方自治法上、複数年の契約を行う際は債務負担行為を行う必要がありましたが、平成16年に改正された地方自治法及び地方自治法施行令により、従来から限定的に長期継続契約が認められておりました「電気・ガス・水の供給」もしくは「電気通信役務の提供」を受ける契約、または「不動産を借りる契約」に加え、商慣習上、複数年契約が一般的となっている契約についても、条例の定めるところにより長期継続契約を行うことができることとなりました。

当組合では、法改正後、構成市町における長期継続契約に関する条例の制定状況等を見守ってありましたが、契約事務の効率化を図るため、このたび地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、「電子計算機等の賃貸借契約」及び「賃貸借契約に伴う保守、維持管理等に関する契約」について、長期継続契約が可能となるよう、新たに西多摩衛生組合長期継続契約に関する条例をご提

案申し上げるものであります。

なお、この条例は平成 20 年 12 月 1 日から施行しようとするものであります。

条例の詳細につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） それでは、議案第 5 号、西多摩衛生組合長期継続契約に関する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

まず第 1 条は、本条例の趣旨を規定しており、長期継続契約に関する根拠法令を明記しております。

第 2 条は、長期継続契約を締結することができる契約に関する規定で、電子計算機、事務用機器、車両、ソフトウェア等の賃貸借契約と、賃貸借契約に伴う保守、維持管理等に関する契約ができるものと定めております。

OA 機器などの賃貸借契約は、リース会社が組合の代わりに物品を取得して組合に貸し出すものであり、長期継続契約の対象としては典型的なものになると考えております。

次に第 3 条は、長期継続契約の契約期間を規定するもので、契約期間につきましては、原則、賃貸借契約として標準的な 5 年を限度としております。ただし、想定されない状況に対応するため例外規定を設けております。

最後に、附則でございますが、この条例は平成 20 年 12 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上で西多摩衛生組合長期継続契約に関する条例についての説明とさせていただきます。

○議 長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。7 番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 第 2 条に関するところでちょっとお尋ねしたいのですが、今のご説明ですと、典型的なものに限られるだろうということでした。19 年度決算でもしわかればというふうに思うのですが、大体契約として幾つぐらい、総額として幾らぐらいというのがわかればお尋ねします。

○議 長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） 現在の当組合における契約におきましては、事務機器等の賃貸借契約の状況は庁内 LAN で使用しているサーバー機及び事務用パソコンが 24 台、ネットワークプリンターが 5 台、その他複写機、ファクシミリが各 1 台となっております。

金額については計算をしないと出ませんものですから、少し時間をいただきたいと思います。

○議 長（串田金八） 7 番、門間淑子議員。

○7 番（門間淑子） 具体的に何が幾つ何が幾つということではなくて、こういう契約が一つ、こういう契約が一つという契約の件数として大体どれぐらいあって、それがなっていて幾つぐらい、(2) で幾つぐらいというのがおわかりだったらという質問だったのです。大体それでおおよそ大体幾らぐらいというのが、大ざっぱで結構ですから、おおよそで結構ですから、わかればということ。

○議 長（串田金八） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田 充） ただいまの 2 度目の質問で、パソコンが 24 台、1 件でございます。複写機 1 件、ファクシミリ 1 件、ネットワークプリンター 1 件になります。金額にいたしまして 4 件で 206 万 8,000 円程度になります。

○議 長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号、西多摩衛生組合長期継続契約に関する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第6、議案第6号及び日程第7、議案第7号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(申田金八) ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第6号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)及び日程第7、議案第7号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者(並木 心) ただいま一括議題となりました議案第6号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)及び議案第7号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第6号、補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ3,240万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億6,300万円に変更しようとするものでございます。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では、諸収入で広域支援に基づく可燃ごみ焼却処理委託受託金を精査させていただいたほか、繰越金の確定額を計上させていただき、分賦金との相殺をさせていただいております。

歳出につきましては、電気料金改定に伴った光熱水費の見直しと、委託料、工事請負費等の実績に基づきます経費の減額を行ったほか、平成21年度に建設を予定しております(仮称)還元施設増設工事に付随する樹木の移植及び整地工事を計上させていただいております。

次に、議案第7号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算(第2号)に基づき、分賦金の総額を1億3,391万7,000円減額いたしまして、36億2,387万8,000円に変更しようとするものでございます。

なお、議案第6号及び第7号の詳細につきましては、事務局より説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(申田金八) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田 充) 議案第6号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)及び議案第7号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきましてご説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第1条第1項は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ3,240万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億6,300万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると定めようとするもの

でございます。

第2条債務負担行為の設定は「第2表債務負担行為」によると定めようとするものでございます。

恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第1款分賦金は1億3,391万7,000円減額いたしまして、36億2,387万8,000円と定めようとするものでございます。

第3款繰越金は1億1,449万5,000円増額をいたしまして、3億5,049万5,000円と定めようとするものでございます。

第4款諸収入は1,297万8,000円減額をいたしまして、2億2,335万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は3,240万円を減額いたしまして、42億6,300万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務費は264万2,000円減額いたしまして、2億428万3,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は2,304万9,000円減額いたしまして、15億5,870万9,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は804万2,000円増額いたしまして、1億6,536万7,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は1,475万1,000円減額いたしまして、1億3,187万8,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は3,240万円減額いたしまして、42億6,300万円と定めようとするものでございます。

次に、3ページをごらんいただき、第2表債務負担行為でございます。債務負担行為をいたそうとする案件は、平成21年度実施予定でございます(仮称)還元施設増設工事に伴う実施設計委託で、限度額を460万円と設定し、契約締結いたそうとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項明細書でございます。7ページをごらんいただき、歳入でございます。第1款分賦金は1億3,391万7,000円減額いたしまして、36億2,387万8,000円でございますが、詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第3款繰越金は1億1,449万5,000円増額いたしまして、3億5,049万5,000円でございます。これは19年度からの繰越金でございます。

第4款1項預金利子は142万2,000円増額いたしまして、147万2,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入によるものでございます。

8ページをお開き願います。

第4款2項雑入は1,440万円減額いたしまして、2億2,187万7,000円でございます。これは広域支援に基づく可燃ごみ焼却処理委託受託金の搬入量を精査したものでございます。

可燃ごみ焼却処理委託受託金につきましては、本年3月の臨時議会で補正予算(第1号)の説明のとおり、4,800トンをもとに計上しておりましたが、小金井市に確認いたしましたところ、来年3月までのごみ搬入量の全体量につきましては、広域支援要請量の上限であります4,800トンまではならないが、4,500トン程度であるとのことでございましたので、想定を4,500トンとさせていただきます、計上させていただきました。

以上、補正額合計3,240万円を減額いたしまして、歳入合計額は42億6,300万円でございます。

次に、9ページをごらんいただき、歳出でございます。

第2款事務所費は、1目一般管理費で363万5,000円減額いたしまして、1億8,808万2,000円でございます。内容といたしましては、第2節から第4節までの人件費で、当初予定の職員の人員配置を変更したことによるものでございます。

続いて、2目庁舎管理費は99万3,000円増額いたしまして、1,620万1,000円でございます。内容といたしましては、第11節需用費で89万9,000円の増額で、これは毎年実施しております法令点検の消防設備点検委託におきまして早急に対処すべき修繕箇所が発見されたためでございます。

第18節備品購入費は、9万4,000円の増額であります。これは足の不自由なお年寄りや障害をもった方が快適に施設を見学できるように車椅子を購入するものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は2,304万9,000円減額いたしまして、15億5,870万9,000円でございます。

主な内容といたしましては、第1節報酬で106万円の減額でございますが、これは嘱託員の任用猶予期間による支給額及び適職基準等級の変更に伴う報酬基準額の減によるものでございます。

第2節から第4節までの人件費で168万3,000円の増額ですが、これは事務所費でご説明いたしました内容と同様で、職員の人員配置を変更したことによるものでございます。

第11節需用費は1,399万4,000円の増額で、これは光熱水費であります電気料の料金の改定、原油価格の高騰に伴った燃料単価の増によるものでございます。

第13節委託料は1,030万2,000円の減額でございますが、内容といたしましては、ごみ焼却業務委託料及び中央監視設備保守点検委託等の契約差金でございます。

第15節工事請負費は2,517万5,000円の減額で、これは省エネルギー対策工事及び設備更新工事の契約差金でございます。

第27節公課費218万9,000円の減額は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づきます汚染負荷量賦課金でございます。算出の基礎となる硫黄酸化物排出量の算出方法を変更したことに伴う支出額の減によるものでございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費は804万2,000円増額いたしまして、1億6,536万7,000円でございます。

内容といたしましては、第11節需用費は66万3,000円の増額でございます。これは電気料の料金の改定によるものでございます。

第13節委託料は24万3,000円の減額でございますが、内容といたしましては、余熱利用施設運営業務委託料の契約差金でございます。

第15節工事請負費では762万2,000円の増額でございますが、内容といたしましては、平成21年度に建設を予定しております還元施設増設工事に伴い、今年度中に実施すべき事業である樹木の移植及び建設予定地の整地工事を計上したものでございます。

次に、13ページをごらんいただき、第6款予備費は1,475万1,000円の減額で、内容としては、歳入における広域支援に基づく可燃ごみ焼却処理委託受託金の減によるものでございます。

以上、補正額合計3,240万円を減額いたしまして、歳出の合計額は42億6,300万円でございます。

関係資料といたしまして、14ページから16ページまでは給与費明細書でございます。

17ページは債務負担行為に関する調書で、先ほどご説明いたしました内容のとおりでございます。

以上で平成20年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第7号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の平成 20 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金説明資料をごらん願います。

平成 20 年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきましてご説明申し上げます。表 2 の平成 20 年度補正（第 2 号）の欄をごらんいただきたいと思います。

基礎数値といたしましては、人口割合比較で組合市町の人口は平成 20 年 10 月 1 日現在の人口を採用して、全体で 261 人減少し、29 万 3,009 人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は 124 人の減少で 14 万 8 人、負担割合は 47.78%、福生市は 157 人の減少で 6 万 895 人、20.78%、羽村市は 110 人の増加で 5 万 7,667 人、19.68%、瑞穂町は 90 人の減少で 3 万 4,439 人、11.76%となっております。

次に、表 3 をごらんいただきたいと思います。ごみ搬入割合比率でございますが、組合市町別では、青梅市は 3 万 2,900 トン、負担割合は 47%、福生市は 1 万 4,400 トン、負担割合は 21%、羽村市は 1 万 3,000 トン、負担割合は 19%、瑞穂町は 9,200 トン、負担割合は 13%、合計で 6 万 9,500 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、第 1 表をごらんいただきたいと思います。分賦金比較につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算いたしております。この積算結果から、平成 19 年度繰越金を差し引いたものが 20 年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は 8,498 万 6,000 円減額となりまして 16 億 9,847 万 5,000 円、福生市は 1,085 万 1,000 円減額となりまして 7 億 6,705 万 4,000 円、羽村市は 813 万 3,000 円減額となりまして 7 億 733 万円、瑞穂町は 2,994 万 7,000 円減額となりまして 4 億 5,101 万 9,000 円となります。分賦金の補正額合計 1 億 3,391 万 7,000 円を減額いたしまして、36 億 2,387 万 8,000 円でございます。

以上で、平成 20 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）と、平成 20 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

○議 長（申田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。6 番、木下議員。

○6 番（木下克利） 12 ページの余熱施設の工事のことについて伺いたいのですが、全協でもご説明がありました。その施設は協定に基づいてできているものと考えますと、新たにこうした施設を取り組むというのはどういう理由なのでしょう。

というのは、協定を結んで協定が合意されてできているものだと、この施設には瑕疵はないということになります。新たに施設を増築するといいますか、建設するということは、この施設では不備があったということになりますから、そもそも協定が守られてなかった施設をずっと運営していたということになってくると思うのですが、そのあたりはどういうふうにお考えなのでしょう。協定が守られていきちつとした 3 市 1 町で合意されたものであればこういう事態は発生しないというふうを考えるのですが、そのあたりはどのようにご説明されるのでしょうか。

また、現施設の運営の中で予約を、例えば一般の方は 1 カ月前から予約ですが、近隣の方々にとっては 2 カ月、3 カ月前から予約をするという手法をとればもう少し弾力的な運営ができると思いますが、こうしたこともされてないようではすけれども、そのあたりはどのようにご説明されるのでしょうか、ご答弁をお願いします。

○議 長（申田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、6 番議員のただ今のご質問にお答えさせていただきます。

まず 1 点目の、この施設は既に建設されており、協定に基づいて建設されているのに、またなぜこの時

期に建設が必要か、またこの時期に建設するという事は施設に不備があったのかというご質問についてでございますが、こちらは先の全員協議会の中でもご説明をさせていただきましたとおり、フレッシュランド西多摩につきましては、環境センター建設の際に周辺住民との合意条件として建設された地元還元施設でございます。

建設の際には、周辺住民を代表する羽村・瑞穂両対策協議会と協議確認をさせていただき、同意条件を果たすべく基本設計の中では一般利用者を含め1日最大250人の来場者を見込み、250人の来場者があれば、一般開放しても環境センター建設の同意条件である周辺地域にお住まいの方々が要望しておりました、必要に応じて周辺住民の方が親睦を図る場として活用するのに十分な広さの大広間を提供することが可能であると判断し、建設をさせていただきました。

しかしながら、開設以来、現在においても1日平均400名を超えるご利用者があることから、当初お約束をさせていただいた同意条件が果たせない状況でございます。このことから、開設当初から環境センター建設の際の同意条件が果たされていないとのご意見をいただいております。

しかしながら、開設当初は建設したばかりですぐには増設できないと判断し、利用者の状況を注視しながら大広間を仕切ったり、予約制にして利用していただいたり、周辺住民の方には何とかご理解いただけるよう対応をまいりました。しかしながら、現在の大広間は運用面で周辺住民の方々に専用していただくことは、現実対応として難しい状況にございました。そして開設から6年が経過した去る平成19年2月に両対策協議会から正式な書面により、当初の約束を果たしてほしい旨の文書が提出されたわけでございます。

ご指摘いただきましたように、なぜこの時期になってからと申しますと、開設当初からご要望をいただいております環境センター建設の際の同意条件とされていた地元還元施設としての内容をこの時期まで周辺の方々に我慢をしてきていただいたのが実情でございまして、ご指摘いただきましたように施設に不備があったのかと申しますと、当初予定していた利用人員より多くの方が利用されているという、うれしい悲鳴ではありますが、予想人員を大きく上回ることから、当初の要望を果たせないことでこの時期までかかってきてしまったというのが実情でございます。結果的にこの時期に増設することになったということが実情でございます。

次に、現有設備の運用での工夫がなかったのかとのご質問についてでございますが、新たな要望施設建設に際しましては、ご指摘いただきました運用面での対策も視野に入れ、現在の大広間を周辺の方のみの使用にしたらいいか、あるいは一般開放を行っております今の施設をすべて周辺住民の方の専有にしてしまったらどうかということも視野に入れまして協議検討をさせていただきました。

構成市町在住の方には納税者としての応分のご負担をいただいていることから、入館料における優遇措置は現在もとらせていただいているものの、一旦料金をお支払いいただいて入館されたお客様に対しては、施設の使用部分におきまして優劣をつけることは、これまでの協議会の方を対象に大広間に予約席を設けて優先的にご利用いただいた経緯もございまして、料金をお支払いいただいている一般のほかの利用客との間でトラブルが生じたことなどから、現在の状況からは施設の使用区分におきまして制限を設けることはできないとの結論に至りました。

また、一般開放を取りやめまして周辺住民の方のみの施設にすることについては、現在の施設運営費を占める使用料収入が見込めなくなることから、かえって施設を維持していくための負担が増えてしまうとの結論に至ったわけでございます。

その結果、現在計画をさせていただいている別棟に新たな施設を増設することが財政的な側面からも、また当初の同意条件を履行するためにも最善の策であると判断し、ぜひとも実施させていただきたいと考

えている事業計画となったわけでございます。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 6番、木下克利議員。

○6番（木下克利） そうした結果的に施設に不備があったということは、説明が今まで各構成市町、少なくとも私どもには説明がされていないのですが、こういう案が突然出てこられても、これで運営された場合、各自治体の予算補正で負担金か何かで一般会計の支出になると思うのですが、この当たりのきちっと説明がうまくされてなくて、突然こういうふうな案が出されてきても、不備があったというふうには認識できないのですが、このあたりは各管理者、副管理者は自治体にどのように説明されてきたのでしょうか。記録を見てもそういう説明はございませんし、突然このようなことを言われても、まだ十分各自治体で合意されるとは思えないのですが、そのあたりは執行者としての説明が不足していたというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長（串田金八） 石川施設課長。

○施設課長（石川良仁） それでは、続きまして6番議員のただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今まで説明がなかったが、突然このような対応は困るというようなご質問でございますが、この件に関しましては、先の全員協議会の中でもご説明をさせていただいておりますが、開設当初から口頭では両対策協議会の方から、当初の約束は果たされていないとのご要望、ご意見をいただいておりますが、平成19年2月に最初に正式な文書をもって当初の要望を果たしてほしいとの文書が提出されたわけでございます。その文書の提出を受けまして、正副管理者会議を開催する前に各構成市町の担当部課長会議を開催させていただきまして、担当部課長会議の中でこの対応について協議をさせていただき、一定の方針が示されたことから、その後、正副管理者会議に議題として上げて、そこで対応策を協議していただき、現在の建設計画が出来上がったということでございます。

したがって、平成19年2月当初に文書を受理してから、その後3回ほど担当部課長会議を開催させていただきまして、それを経て正副管理者会議も開催させていただいております。私ども事務局といたしましては、担当部課長会議を通じて各構成市町にはその情報は伝わっているものと確信しております。

以上でございます。

○議 長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 事務方の方として、この最初の建設のいきさつ、それからプロセスを十分説明を聞いてまいりました。そして正副管理者の間でその説明と、それから今回のことについても説明というところはご指摘のとおりでございますけれども、各構成市町の中でこの建設には必要だという共通認識を正副管理者のところで合意形成しているところでございます。その立場で各構成市町に戻られて、質問があったときには答弁をしてもらうようになっております。

以上です。

○議 長（串田金八） 6番、木下克利議員。

○6番（木下克利） 3回しか質疑ができないのでとても残念なのですが、説明が不足していたということであれば、先にこの施設の瑕疵なり問題を自治体で説明をして、それからここで提案をしてもよかつたのではないかと思います。構成のこの周辺の方々に、迷惑施設という抵抗がある方もいらっしゃるようなので、ニンビー（Not In My Back Yard）といいましょうか、バックヤードの施設ですので、そういうことについては非常に感謝申し上げる気持ちはございます。しかし、そのような形での提案というのは非常に問題があることだと思います。

担当者会議でというふうにおっしゃいましたが、それは直前であったと思いますし、担当者会議の中身

についてはあまり答弁いただけていないとも思いますが、担当者も協定に基づいてできている施設であるというふうに認識しているというふうに聞き及んでおります。我が市の場合ですが。そうしますと担当者であっても説明されればそこでわかったかもしれませんが、こういう形については我が議会でもこの施設が古くなったというふうには認識していませんから、当然ながら新たになぜこういうものをつくらなければいけないのかということになります。

ですから、話の順番をきちっとしないとおかしいと思います。ですので、この件についてはちょっと、こういう形で案を出すというのはいかがなものかなというふうに思うのですが、お答えは同じようなことになってしまうのですが、この部分については緊急性がないとするならば、この部分は削除して、このほかの部分については私は特に異論はございませんので、出し直すということも考えられると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（串田金八） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 最初の段階で利用団体、あるいは使用者の約束といたしまして、予定に合わせた建物を建てるということで合意形成したという決定、協定に基づいてつくったものでございますけれども、そのときの見込みが、実際に利用者が多かったということで、初期の目的を達し切れてないということで、周辺の両協議会の皆様方にご迷惑をかけながらここまで進んできたというふうに承知しております。

そういう意味では、我慢をさせていただいたわけでございますけれども、改めまして、その間、もう限界だと、地元から履行しなさいというご意見が出たわけでございますので、私は初期の段階での利用者の目測の不十分さがここまで来たわけございまして、契約の違反とか、あるいは不履行とか、そういうレベルではないというふうに認識しておりますので、ここへきて希望の、要望の強さもありますし、私たちとしてもぜひとも地元の皆様方に提供せざるを得ないと、あるいは提供すべきだという視点で今回補正予算を組まさせていただいておりますし、目的的にはそれで任務を履行していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

ただいま一括議題といたしました議案のうち議案第6号、平成20年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の件についてお諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 異議がありますので、本案について挙手により採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（串田金八） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号、平成20年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8、20陳情第4号、小金井市のごみ受け入れに関する陳情の件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。9番、橋本議員。

○9番（橋本弘山） 質問いたします。本陳情につきましては、過去に2回ほど同様の趣旨で陳情が提出されておりまして、議会での協議をした結果として平成20年度も支援継続がなされているものと判断しております。

その後の現状確認として3点ほど質問いたします。まず1点目は、現在広域支援をしているわけですが、今年の3月に西多摩衛生組合が説明した、支援継続をする際の基本的な考え方に対して現在の状況はどのようになっているのか、確認のために説明をお願いします。

2点目は、小金井市において平成21年度の支援要請がなされているのかどうかお聞きします。

3点目は、陳情理由の中に小金井市は非常事態に対応した施策はとられていないといった記述がありますが、小金井市のごみ減量対策の現状について、報告を受けていることがあればお聞かせ願います。

以上です。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、まず1点目の平成20年度における広域支援の現状でございますが、支援継続の基本的な考えであります当組合の構成市町のごみ処理を最優先とし、公害防止協定等を遵守し、日常ごみ焼却に支障を与えない範囲での広域支援をしていくということにつきましては、組合周辺の方々からごみ受け入れの際にごみ搬入量及び搬入日数の減、環境対策設備の充実と技術的な措置対応の要請を受けまして、平成19年度に対して約半分の4,800トンを限度に支援計画をしておりますが、要望に沿った措置対応を実施してきていることから、現在まで環境対策を含む日常業務に特段の影響は生じていない現状でございます。

また、20年度の支援計画に伴いまして、小金井市に対して平成20年度中に小金井市が実施する新焼却施設建設の各スケジュールを当該期限までに履行することを支援継続の条件として3点ほどの条件を設けております。1点目の、市民検討委員会の建設候補地の答申につきましては、平成20年6月に答申がなされました。2点目の、小金井市と国分寺市との覚書については、平成20年8月に覚書の更新がされましたことから、9月以降も支援継続をしているところでございます。3点目の、新焼却場の用地の決定につきましては、平成21年2月末となっておりますが、できるだけ早く履行するように小金井市に伝えているところでございます。期限までに履行されない場合は、平成20年度の支援を中断及び中止をする考えでございますが、小金井市の支援継続につきましても平成22年3月を限度とする考えでございます。

次に、ご質問の2点目、小金井市の平成21年度の支援要請についてでございますが、現在、支援要請はしていないとの報告を受けております。

次に、3点目の小金井市のごみ減量対策の現状についてでございますが、今回の広域支援要請に伴いまして、小金井市では非常事態に対応した施策といたしまして紙ごみの資源化の促進、生ごみの減量、事業系ごみの減量等について施策を展開しているとの報告を受けております。具体的な施策については、生ごみ処理機の補助制度を50%から80%に引き上げた、また一般家庭から排出される乾燥生ごみの拠点回収と肥料化の実施、それから事業系の廃棄物につきましては手数料をキログラム当たり38円から55円に値上げをいたしまして、大規模事業所に対するごみ減量指導を強化し、抑制を図っているということでございます。

これらのごみ減量施策と資源化を図ったことから、平成19年度の小金井市の資源化率は平成18年度と比較して3ポイントほど上がりまして49.4%の資源化率となり、多摩地域全体で第2位の資源化率となっているとの報告を受けております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかに、1番、大坪議員。

○1番（大坪国広） 一つは気になるのですが、新聞報道を見ますと、小金井市の方が二枚橋に建替えを決めたというような報道がありまして、私も当然これはそれなりの裏付けがあつての報道かなと思つたら、即座に出された新聞の内容を見ますと、調布も府中も反対するという点で見ると、非常に緊急事態ではありながら真剣には考えてないのではないかという認識を持たざるを得ないのです。その辺について、ちょっと筋が違うのではないかとと言われるかもしれませんが、お願いいたします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市の市民検討委員会の答申に基づきます二枚橋跡地の建設の経過でございますが、今、大坪議員さんの方からありましたとおり、これにつきましては西多摩衛生組合からどうのこうのという問題ではないのではないかと思います。

ただ、私ども今契約している中で、条件付きで3点ありますので、平成21年2月までに用地の決定を行政決定するというような、そういうことが入っておりますので、できる限り前倒しで行政決定をさせていただいて、なるべく早く決めていただくというような、それがやはり私どもの方でお願いできる最大限の問題ではないかと、そういうふうと考えてございます。

○議長（串田金八） 1番、大坪議員。

○1番（大坪国広） 私、今の説明で十分わかったのですが、1点割り返すのですが、住民感情として非常に不信なものにとらえて、本当に真剣に考えたら、こういうふうな内容というのは普通あり得ないと私なんかは思うのですが、そういう意味で非常に私はこの陳情の言っている趣旨がよく理解できるのです、その気持ちは。だから本当にもっと真剣に考えたら、なんでこういうことになるのかなという、普通では考えられないような行動をされるものですから、そこが今ちょっと理解できないと。答弁は結構です。

○議長（串田金八） ほかにございますか。7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 今のことと若干かぶるのですが、来年の2月に議会の決定をしなければならないということで、市民検討委員会が答申したわけですね。それが大体もう決まっていると、その多くの小金井市がいろいろなところで発言していることに対して関係する自治体の方から反対だとか、慎重だとかいうふうに新聞報道されるわけですから、当然小金井市のごみを受け入れているさまざまな処理施設の方ではやはりどうしたのだらうというふうに思うわけで、そこに対する主体的説明はあつていいというふうに思っているところです。

西多摩衛生組合の方から聞くこともあるだろうと思いますが、そういうような小金井市の方からの積極的な状況説明というものがこの間にどのぐらいなされてきたか、今のお話ですかと、例えば資源化率がどういうというのは、ある程度ホームページを見ればわかる部分もあるのですがけれども、広域支援の動向について、さまざまなスケジュールがこなされていく、その現状というのか、それがどの程度小金井市の方からきちとなれているのか、そこをお聞きします。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 小金井市との情報交換というのですか、それにつきましては小金井市の担当部局と逐次やっております。その中で現在の進捗状況については報告を受けてございます。

ただ、私ども西多摩衛生組合として言えるのは、やはり最大限努力をしていただきたいという、そういうことしか言えないと思いますので、小金井市の動向を注視しているという、そういう状況でございます。

○議長（串田金八） 7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） そうしますと、2月まできちとやってくださいよという基本姿勢はこちらは持つ

ているわけですが、いろいろな報道があるわけですね。それに対する説明、非常にやはりどこにどのような処理施設を置くのかということは、当然広域支援の方ともかかわってくるわけで、そういう新聞報道に対する説明というようなものはないというふうに理解していいのですか。あるのでしょうか。ないのでしょうか。

○議長（串田金八） 羽村事務局長。

○事務局長（羽村 誠） 今、新聞報道と実際の問題でございますが、新聞報道等、私どもも知り得るのは新聞報道等もございます。その中ではやはり小金井市で発言したのと若干ニュアンスが違うとか、そういうこともあるような感じはいたしております。

以上でございます。

○議長（串田金八） ほかにありますか。4番、羽村議員。

○4番（羽村 博） この陳情書を読ませていただきました。その中で1点だけ若干文書の内容について気になる点がございまして、その点について1点私の方から確認させていただきたいというふうに思うのですが、この陳情書の裏面の上から4段目からですね。「西多摩衛生組合周辺では小金井のごみを受け入れ以後、3倍近いダイオキシンの値が計測されている」というふうにもう明記してあるわけで、これはちょっと気になる点なのですが、現状の調査の結果、このような形に実際になっているのかどうか、この辺の認識をお伺いいたします。

○議長（串田金八） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 直近の大気中のダイオキシンの測定の結果、20年6月に実施しておりますが、これについては、19年度の数値と比較して半減をしております。

この大気中のダイオキシンの要因というのは、非常に判断することは難しいのでありますが、西多摩衛生組合としては平成11年度より組合周辺5カ所において年に2回、延べ回数95回ほどの実施をしております。これらの測定実績に基づきまして、広域支援受託前の過去5年間の測定結果といたしましては、過去最低濃度が平成15年度の0.011p gとなっておりまして、過去最高濃度は平成16年度の0.082p gとなっております。

過去の測定結果からわかることは、いずれの年度も環境基準であります0.6p gを大きく下回わりまして、100兆分の1グラムの世界で微量な増減を繰り返しながら推移している状況でございます。この現状は西多摩衛生組合周辺だけではなく、多摩地域全域で同じような状況で推移していることがデータ等からも伺えます。

したがって、我々としては19年度における大気中のダイオキシン類測定の結果についても、受託前と同じ水準で推移しているものと判断をしているところでございます。

○議長（串田金八） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（串田金八） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。9番、橋本弘山議員。

○9番（橋本弘山） それでは、20陳情第4号、小金井市のごみ受け入れに関する陳情書について、不採択の立場から討論させていただきます。

本陳情については、平成19年第2回議会定例会及び平成20年第1回議会定例会において同一の陳情者から同趣旨の陳情が既に提出され、採決の結果、不採択となっている経過がございます。

また、本陳情の理由では、小金井市の行政施策について多々述べられておりますが、他の自治体の行政運営の是非についてこの西多摩衛生組合議会で論ずるべきではないと考えます。

現在、行われている広域支援については、多摩地域の広域支援協定書に基づく支援であり、この広域支援協定は現在支援を受けている団体のためだけの協定ではなく、現に支援を行っている団体にとっても、施設が停止した際には他の施設に支援依頼をする必要が生じる可能性があり、相互支援にかかわる大切な協定です。だからこそこの趣旨を尊重し、小金井市のごみ処理についても、支援協定に基づき現在、5市と三つの一部組合が支援をしているものと判断しています。

現在、西多摩衛生組合で支援継続していることについては、小金井市に3点の条件を付して、期限までに履行できなければ平成20年度の支援継続を中断、中止することや、今後の支援継続についても平成22年3月を限度とするという正副管理者の考えが示めされております。

先ほど羽村議員さんの質問もありましたけれども、本陳情の中に「小金井市のごみ受け入れ後、3倍近いダイオキシンの値が計測されている」との記述があります。しかし、その数値は基準値を大幅に下回り、小数点以下2桁の値が微量に変化している値であります。その数値を正しく示さず、いたずらに危険をおおるような表現は不適切なものと言わざるを得ません。また先ほど島田課長の答弁の中にありましたけれども、小金井市につきましてもごみの減量と資源化に努力しているというお話もありました。

いずれにしましても、平成21年度の小金井市からの支援要請がなされていない状況の中で、本陳情趣旨の理由を問わず受け入れるのをやめるということでは相互支援の趣旨も成り立たなくなることから、現在、小金井市が西多摩衛生組合と確約しております受託条件を小金井市がきちっと履行することを見定めていくべきではないかと考えます。

以上のことから、本陳情について不採択とすべき立場からの討論といたします。

以上です。

○議長（串田金八） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。7番、門間淑子議員。

○7番（門間淑子） 20陳情第4号、小金井市のごみ受け入れに関する陳情を採択することを賛成する討論を行います。

陳情者は、小金井市の可燃ごみ受け入れを平成21年3月末で終了することを求めています。陳情理由の中で、小金井市は無策のつけを多摩地域の他の自治体に押し付け、可燃ごみを委託処理してきたが、他人頼みを終わらせる方法がないと指摘しています。

添付資料にも明らかなように、二枚橋衛生組合解散の手続きや、跡地を新焼却施設建設予定地とした小金井市の方針に対し調布市は反対、府中市も慎重姿勢であるというふうに伝えられており、小金井市への市民の方々の不信感は薄まることはありません。

このような現状では、周辺住民の我慢のもと受け入れを続けるべきではないと指摘していますが、賛成できます。この2月14日に開催された平成20年度第1回定例議会にも、小金井市のごみ受け入れは平成20年3月31日で中止することを求める陳情書が地域住民の方々から提出されておりました。このときの住民の方々には小金井市のごみ行政の無策を指摘し、学校、病院、住宅が建ち並ぶ西多摩衛生組合の立地条件から早急な受け入れ中止を求めています。繰り返し、繰り返し陳情が提出されるということは、それだけ地域住民の皆さんの受け入れに対するアレルギーが強い、反対の意思が強いというふうに私は理解しております。

行政運営では計画的な行政運営がとりわけ求められておまして、衛生管理法上からいってもごみの受け入れが、ごみの焼却、ごみの処理が中断する、何らかの形で中断することは行政責任として避けなければならない。それは焼却処理施設を建設した当時から老朽化していくことは予定されていたわけで

すから、今回のようないわば行政の不作為として焼却施設が中断し、やむなく広域支援をお願いするような事態は行政としては避けなければならない、行政責任として避けなければならないというふうに思います。そういう意味で、今回の広域支援が困ったときはお互いさまというようなレベルではないということは申し上げておきたいというふうに思います。

小金井市のごみ処理方針はいまだに不確実であり、信頼に至る方針が出されていません。よって、今回の陳情書が求めるように、平成 21 年 3 月末で小金井市のごみ受け入れを中止することに賛成であり、陳情採択に賛成します。

○議 長（串田金八） 以上で討論を終わります。

これより 20 陳情第 4 号、小金井市のごみ受け入れに関する陳情の件を挙手により採決いたします。

20 陳情第 4 号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議 長（串田金八） 挙手少数であります。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 20 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 15 分 閉会